

日本胎教協会

受講約款

本約款は、日本胎教協会®（以下「当協会」という）が実施する各コースの胎教アドバイザー®資格講座（以下「講座」という）に適用される条件を定義したものです。講習を受講される者（以下「受講生」という）は、本約款に同意したうえで受講の申し込みを行ったものとみなします。

第1条 受講契約の成立

1. 受講契約は、申込者が当協会に対し、受講のお申し込みを行い、当協会がこれを承諾し、学費を納入後、当協会が確認を終えた時点で成立するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、次の事由に該当するときは、各要件を充たすことを条件として契約が成立するものとします。
 - ・ 申込者が未成年であるときは、親権者の同意があること。
 - ・ 納入金の支払いにクレジットを利用する場合は、クレジット契約が成立すること。
 - ・ 本約款に同意いただいた方であること。

第2条 学費

1. 受講に伴う所定の費用は、当協会が規定する期日までに、原則として一括納入するものとします。
2. 当協会が学費分納をみとめた場合、受講お申し込み時に最低保証費を納入し、当協会規定の分納願書を期日までに提出します。分納期日が守れない場合、残額学費を一括ご納入いただきます。
3. クレジットカードで納入される場合、講座で使用する書類、教材お受取り時に、当協会指定の配送業者に通常のショッピングで使用する時と同じ要領でお手続きください。学費をクレジットカードご納入される受講生は、受講に関する書類、教材等お受取り時、当協会指定の配送業者を介してお手続き完了後のお受け取りとなります。受講生のクレジットカード利用不可で書類、教材などが当協会に返送された場合は、往復の配達手数料を別途請求します。

第3条 講座の実施

当協会は、受講案内に記載のカリキュラムに従い講座を実施します。通学時、自然災害などやむを得ない事情がある場合には、日時等の変更措置を講ずるものとします。

第4条 受講開始日

受講お申し込みフォームまたは、書類記載のメールアドレスまたは、ご住所へ「受講お申し込み受理」お知らせを当協会が配信、配送した日時をもって、受講を開始したものと判定し、現実の受講の有無を問わないものとします。

第5条 受講期間

受講フォロー期間は、受講開始日から起算し、一年間までとし、特別な事情に基づく合意がない限り、変更はできません。

第6条 役務の提供

当協会は受講生に対し、受講生の申込講座の役務を提供します。

1. 通学時、欠席は自己責任によるもので、所定の曜日・時間の経過より消化したものとみなします。
2. 申込講座の通学日時については、少人数の場合や諸般の事情により、当協会の判断によって、講座の実施形態をその他の実施形態に変更できるものとします。
3. 書類、教材等の配送については、当協会による学費ご納入確認後に順次お届けとなります。

第7条 再受講

1. 受講生の学習の意思があるにもかかわらず、妊娠、出産、介護の事情で、受講期間の満了を迎えた場合、これまでの誠実な学習態度が当協会の審議により認められた場合のみ、学習を支援します。
2. 再受講に伴う通学振替は、通学日時、会場がある場合に限り、費用は、正規学費の10%を別途徴収します。
3. 最初の受講開始日から1年以上経過、1年1か月以下未満の方による再受講お手続きがある場合、受講期間を1年延長します。
4. 受講修了された方も、3年未満に限り当協会の承諾のもと再受講が1回できます。

第8条 クーリングオフ

当協会の講座は、クーリングオフの対象外となります。

第9条 受講辞退

学費ご納入後の受講契約の変更は応じません。

1. 特別な事由があり、当協会の審議の上、受講辞退が認められた場合、お申込者本人による書面で受講辞退を表明し、最低保証費として学費の25%、PayPal 決済、クレジットカード払いの場合、フィナンシャル会社へ当協会が立替支払いをした手数料（学費5,086%）、払戻にかかる事務手数料5,400円は返金いたしません。
なお、知的財産としての講座の性質上、書類、教材など到着後の受講辞退は、3日以内未開封状態であることが条件です。
2. 書類、教材等を使用後に特別な事由で受講辞退される場合は、学費最低保証金額として別途20,000円（外税）に受講申込月から月数を乗じた金額を返金いたしません。
3. 当協会は、次に該当する時は、受講契約を解除することができます。学費は返金しません。
 - a) 受講生が犯罪行為、反社会的行為または著しく公序良俗に反する行為をした時。
 - b) 受講生が受講中に講師、スタッフなどの指示に従わず、または講座の進行に支障を及ぼすなど、受講が適切でないときと当協会が判断した時。

第10条 講座で使用する教材

教材に破損がある場合、知的財産としての講座の性質上、教材が到着して3日以内に着払いでご返送ください。新しい教材と交換いたします。

日本胎教協会®胎教アドバイザー®資格講座の受講生様が安心して受講いただくための約款です。

第11条 修了認定

受講生が所定の履修を経た講座修了の証として、各コース日本胎教協会®胎教アドバイザー®資格講座の修了証を交付します。

第12条 資格者証発行

当協会は、前条の修了証交付を受けた者、またはこれに準ずる者が3年未満に胎教アドバイザー®資格試験に合格した後、資格者登録(兼日本胎教協会®会員登録または各称号登録)手続きを経て、それぞれ各称号の胎教アドバイザー®資格者証を交付します。

第13条 教材の著作権など

1. 本約款において「教材」とは、当協会が実施する各講座で使用されるテキスト、レジュメ、板書及び講義が収録されたDVD、CD-ROMその他メディア等、いかなる媒体であるかを問わず、文字、音声、画像情報のいずれかが記録された全てをいいます。
2. 講習に関する著作権は、当協会に帰属します。配布するテキスト、動画、その他の一切の教材の複写複製または他での使用はできません。
3. 受講生は、講習内容を録画・録音することはできません。録画・録音に関して特別の講師の許可があった場合でも、それを複写複製または他で使用することはできません。
4. 受講生は、講習の具体的な内容を出版物、インターネット等を通じて公表することはできません。
5. 前項各号に違反する行為があった場合、当該行為者に対し、直ちに教材の返還を請求できるものとし、民事上の措置(損害賠償等)、及び著作権に基づく刑事上の措置を執るものとします。なお、損害賠償額は、講座受講料全額に、これに違反し使用した者の人数(または複製物の数量)を乗じた金額とします。ただし、当協会が受けた損害がかかる予定した金額を上回る部分についても賠償する責任を負うものとします。

第14条 商標権

1. 日本胎教協会認定 胎教アドバイザー®資格者、受講生が安心して道徳的かつ倫理のもと、守られるべき立場を継続するために胎教協会、胎教アドバイザー®の名称とともに、特許庁に「胎教の知識の教授」「印刷物」の分類で商標登録されています。
2. 胎教アドバイザー®資格講座テキスト、当協会の胎教講習テキストなどを引用する際は、当協会が指定する「活動申請書」届出を経て、利用許諾契約を交わした後以降から使用できるものとし「胎教アドバイザー®(または日本胎教協会)の～」 「胎教アドバイザー®(または日本胎教協会)では～」と正しい表現を必要とします。
3. 受講生は、当協会に対して、講座のカリキュラムの一環として制作した画像、音声、動画の成果物(以下「課題成果物」という)の一部または全部につき、当協会の広報、業績、紹介目的での任意かつ無償の利用を非独占的に許諾します。利用時、当協会は課題成果物の氏名の表示を省略するとともに、利用目的に必要な範囲において修正できるとし、受講生は異議を唱えないものとします。
4. 受講生は当協会に対して、課題成果物が第三者の著作権、商標権、特許権、肖像権、パブリシティ権その他一切の権利を侵害しないことを保障します。課題成果物につき第三者の権利を侵害するとして争いが生じた場合、受講生は自ら費用と責任においてこれを解決するものとします。

第15条 受講に関する支援

講座の受講にあたり、補助、介護、通訳など特別なサポートを必要とする場合には、当協会の事前の承諾を得るものとし、それに関わる費用、手配は受講生の負担とします。

第16条 免罪事項

受講生の責めに帰さない事故ならびに講習を実施する施設内において生じた盗難、紛失などは、当協会は責任を負いません。

第17条 情報保護

1. 当協会は、本講座に関連して収集した情報については、個人情報保護法を遵守し、適切に取り扱います。特に、書面については厳格に取り扱います。
2. 受講生は、本講座に関連して知り得た個人情報などを第三者に開示できません。

第18条 通知

1. 受講生は、住所、氏名、メールアドレスを変更した時は、遅滞なくその旨を書面またはメール連絡より当協会に連絡しなければなりません。変更の通知がない場合には、当協会は受講生に送付すべき郵便物、連絡事項は、受講申込書などに記載された受講生の住所宛へ発送、またはメールアドレスに配信すれば足り、その郵便物およびメールは通常到達すべき時に到達したものとみなします。受講生に発送された郵便物およびメールアドレスが受講生の不在、または不確認のために留置された場合は、留置期間満了時に受講生に到達したものとみなします。

第19条 遵守事項

受講生は、講座を受講するにあたり、次に定める事項を遵守しなければなりません。

1. 協会及び講師等の指示に従うこと及び他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと
2. 講座内容を理解する上で個人差があることを前提に、内容が理解できなかった又は理解しづらい部分があったとしても、協会及び講師等に一切の責任を求めないこと
3. 本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、協会及び講師等に一切の責任を求めないこと。
4. 当協会の関係者等に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘、商品及びサービス等の購入の勧誘並びにセミナー等への参加への勧誘(これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む)を行わないこと。

第20条 責任の制限

講義に関連する受講生の請求に対する当協会の累積責任には、講座学費を上限とします。

第21条 管轄

本契約に関して紛争が生じた場合は、京都地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第22条 施行

1. 本約款は、2015年4月1日より施行いたします。2018年4月28日 一部を改正いたしました。
2. 本約款は、受講生が安心して受講していただくことを目的に予告なく変更する場合がございます。この場合、変更前の約款に申込をした申込者も変更後の規定に拘束されるものとします。